

件名	愛媛県交通安全対策会議条例及び愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
主管課	消防防災安全課 都市計画課
根拠法令等	日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年6月9日公布、平成17年10月1日施行）、日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成17年6月1日公布、平成17年10月1日施行）

【改正の概要】

日本道路公団等民営化関係法施行法により、日本道路公団が廃止され、新たに本州四国連絡高速道路株式会社等が設立されることに伴うもの

1 愛媛県交通安全対策会議条例の一部改正〔消防防災安全課〕

第4条第1項（特別委員）の改正

特別委員は、四国旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

↓  
削る。

2 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正〔都市計画課〕

第2条第3項第10号（風致地区内において、建築物等の新築等をしようとする場合に知事の許可を受けることを要せず、協議しなければならない法人等）の改正

(10) 本州四国連絡橋公団

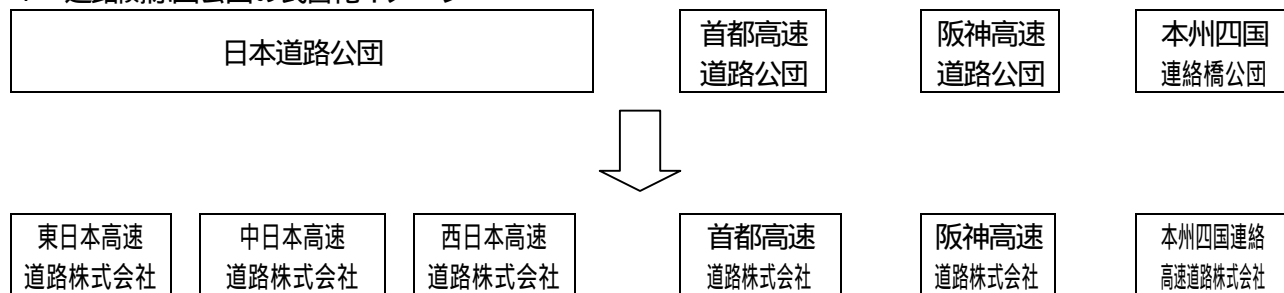


(10) 本州四国連絡高速道路株式会社

施行日	公布日
-----	-----

【その他参考事項】

1 道路関係四公団の民営化イメージ



2 愛媛県交通安全対策会議特別委員

四国旅客鉄道株式会社、伊予鉄道株式会社

3 本県における風致地区（3市、15地区、696ha）

- ・松山広域都市計画区域 松山市梅津寺・城山・弁天山、伊予市下吾川等 505ha
- ・南予レクリエーション都市計画区域 宇和島市近家 191ha